

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令案の概要について

1. 背景

在外公館において領事官が徴収する手数料は、外務省設置法に基づき政令で定められている。そのうち、査証手数料は昭和53年の改定以降据え置かれてきているが、現在までの物価上昇や為替相場の変動に対応すべく、政令を改正し査証手数料を見直すこととする。また、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格において在留資格「通過」が廃止されていることとの整合性の観点から、通過査証を廃止するため、関連の規定を削る。あわせて、在留証明手数料の免除規定や領事手数料を徴収する通貨に関する規定も実務を踏まえて整備する。

2. 概要

(1) 査証手数料

ア 領事官の所在国ごとの通貨をもって徴収する額を外国貨幣換算率によって換算した邦貨額の範囲を、以下のとおり改定する。

- ・一般入国査証 一万四千九百円以上一万五千百円以下
- ・数次入国査証 二万九千九百円以上三万百円以下

イ 邦貨をもって納付する額を、以下のとおり改定する。

- ・一般入国査証 一万五千円
- ・数次入国査証 三万円

(2) 通過査証

通過査証を廃止することとし、通過査証の事務の処理に関して徴収する手数料の額に関する規定を削る。

(3) その他（証明及び徴収する通貨に関する規定）

在留証明の事務の処理に関して徴収する手数料の免除の対象となる年金の種別について、政令で明確に規定すべく、労働者災害補償保険年金（労災年金）、厚生年金及び国民年金を追記する。また、領事手数料を徴収する通貨について、当該国の通貨に加えて、当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含むこととする改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和8年6月下旬

施行 令和8年7月1日